

## 職員に症状が出現した場合の休職及び職場復帰と受診の考え方

2020/4/15 作成

2020/4/20 修正

感染管理室

職員に感冒様症状が出現した場合、症状が COVID-19(新型コロナウイルス感染症)による疑いがある場合は対応が変わってきます。しかし、COVID-19 は、1 週間以内に自然軽快する軽症パターンを取ることが多いため(約 20%の患者さんが重症化しますが、その場合発症 7-10 日目あたりから悪化することが多いです)、単なる感冒と見分けることは難しく、また、軽症の場合は、必ずしも確定診断する必要はないと考えられています。ただし、確定診断をつけない場合、十分改善するまで仕事を休む必要があります。

また、PCR 検査にも精度の限界があり、発熱や咽頭痛などの症状が単なる感冒によるものか COVID-19 によるものかを判断することが困難な場合があります。PCR 陰性でも除外できないことがありますので、検査結果だけでなく、曝露歴や詳細な症状の経過が重要です。また、全ての感冒様症状を COVID-19 疑いとして一律に取り扱うと受診・検査の手間や人員の喪失により病院運営が困難になることも予想されます。時間が経過すれば COVID-19 の感染性は減じていきますので、PCR 検査による診断は必須ではなく、感染性はなくなっているのに PCR のみ陽性となり続けるデータも出ています。一方で、院内感染の原因となりうる感染した医療従事者を、適切に診断し、適切な加療・隔離につなげることも重要と考えられます。職員の安全・院内感染のリスク・過剰な検査のデメリットを考慮して、感冒様症状の出現した職員の対応を院内での COVID-19 確定例への濃厚接触歴の有無に応じて以下のように定めることとします。

なお、院内での感染の広がりや今後明らかになるエビデンスによって、変更となる場合があります。

職員に感冒様症状(発熱、咳嗽、咽頭痛、鼻汁)、味覚・嗅覚障害(鼻炎症状を伴わない)が出現

↓

所属長に報告。所属長は症状の経過を ICT に報告  
(医師は感染症科医師に直接連絡)

↓

院内での濃厚接触歴の有無に応じて以下の期間は職場を離れ原則自宅待機  
ICT の指示に従い、救急外来受診:午前 9 時に救急車搬入口に集合  
PCR 検査が陽性の場合、保健所の指示に従い、入院が必要です(2-4 週間程度)

	症状 (-)	症状 (+)
院内で濃厚接触 (-)		7日間自宅待機。 当院の疑似症定義に当てはまる場合はPCR実施。 (PCR実施なし or PCR陰性の場合)症状改善して72時間以上かつ発症後7日経過すれば復帰可能。 (PCR陽性の場合)24時間あけたPCR検査で陰性2回が確認され、かつPCR陽性から14日間経過していれば復帰可能。
院内で濃厚接触 (+)	14日間自宅待機後、復帰可能。	14日間の自宅待機。 原則PCR検査。 希望なし、かつ、4日以内に改善する場合は必須ではない。(PCR実施なし or PCR陰性の場合)発症から14日間経過したら復帰可能。 (PCR陽性の場合)24時間あけたPCR検査で陰性2回が確認され、かつPCR陽性から14日間経過していれば復帰可能。

\* 症状が続く場合は個別にICTに御相談ください。

\* 具合が悪くなってきた場合には救急外来を受診してください。

\* ICTへの連絡は急ぐ場合を除き午前9:00~17:00(平日)にお願いします。

\* 院外でCOVID-19確定・疑い例との接触がある場合は個別対応となるため、ICTに連絡をお願いします。